

各部局別職員定数改定増減表

(単位:人)

部	局	令和4年度	令和5年度 (案)	増減	摘要	
知事の事務部局		3,366	3,407	41	国スポ・障スポ大会開催準備、子ども家庭相談センター体制強化、高等専門学校開設準備等による増員	
議会の事務部局		28	28	0		
選挙管理委員会の事務部局		6	6	0		
監査委員の事務部局		15	15	0		
教育委員会の事務部局		185	191	6	留学支援体制強化、夜間中学開設準備等による増員	
労働委員会の事務部局		14	14	0		
収用委員会の事務部局		3	3	0		
漁業調整委員会の事務部局		2	2	0		
人事委員会の事務部局		10	11	1	採用試験受験者確保に向けた取組強化による増員	
地方公営企業の事務部局(企業庁)		74	74	0		
病院事業庁の事務部局		1,188	1,202	14	医療体制の強化等による増員	
教育 機関	校長、教員		3,269	3,274	5	
	校長、教員以外の職員		549	547	△2	
	計		3,818	3,821	3	
	高等学校	校長、教員	2,076	2,069	△7	
		校長、教員以外の職員	353	350	△3	
		計	2,429	2,419	△10	
	中学校	校長、教員	39	39	0	
		校長、教員以外の職員	3	3	0	
		計	42	42	0	
	特別支援学校	校長、教員	1,154	1,166	12	
校長、教員以外の職員		125	126	1		
計		1,279	1,292	13		
エ	学校以外の教育機関	68	68	0		
合計		8,709	8,774	65		

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、教育委員会、人事委員会および病院事業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、令和5年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、人事委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,366人」を「3,407人」に改め、同項第5号中「185人」を「191人」に改め、同項第8号中「10人」を「11人」に改め、同項第9号の2中「1,188人」を「1,202人」に改め、同項第10号中「3,269人」を「3,274人」に、「549人」を「547人」に、「3,818人」を「3,821人」に改め、同号ア中「2,076人」を「2,069人」に、「353人」を「350人」に、「2,429人」を「2,419人」に改め、同号ウ中「1,154人」を「1,166人」に、「125人」を「126人」に、「1,279人」を「1,292人」に改め、同項第11号中「8,709人」を「8,774人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県職員定数条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,366人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>185人</u></p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 <u>10人</u></p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 74人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,188人</u></p> <p>(10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,269人</u> 校長および教員以外の職員 <u>549人</u> 計 <u>3,818人</u></p> <p>ア 高等学校の職員 { 校長および教員 <u>2,076人</u> 校長および教員以外の職員 <u>353人</u> 計 <u>2,429人</u></p> <p>イ 中学校の職員 { 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 { 校長および教員 <u>1,154人</u> 校長および教員以外の職員 <u>125人</u> 計 <u>1,279人</u></p>	<p>第1条 省略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,407人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>191人</u></p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 <u>11人</u></p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 74人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,202人</u></p> <p>(10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,274人</u> 校長および教員以外の職員 <u>547人</u> 計 <u>3,821人</u></p> <p>ア 高等学校の職員 { 校長および教員 <u>2,069人</u> 校長および教員以外の職員 <u>350人</u> 計 <u>2,419人</u></p> <p>イ 中学校の職員 { 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 { 校長および教員 <u>1,166人</u> 校長および教員以外の職員 <u>126人</u> 計 <u>1,292人</u></p>

エ 学校以外の教育機関の職員 68人
(11) 合計 8,709人
2 省略
第3条 省略
付則 省略

エ 学校以外の教育機関の職員 68人
(11) 合計 8,774人
2 省略
第3条 省略
付則 省略